

第7回 宜野湾市子ども・子育て会議

日時：平成27年2月27日（金）10：30～12：00
 場所：宜野湾市役所本庁3階 第3常任委員会室

出席者 (敬称省略)	参加委員	神里 博武 会長 かみざと社会福祉研究所主宰 山内 優子 副会長 沖縄大学子ども文化学科非常勤講師 佐喜眞 祐子 委員 宜野湾市認可保育園長会代表 仲村 健一 委員 宜野湾市私立保育連絡協議会代表 谷成 悟 (欠) 委員 沖縄県私立幼稚園連合会代表 谷畑 誠 委員 宜野湾市学童クラブ連絡協議会事務局長 我如古 千裕 (欠) 委員 保育園保護者会代表 島村 エミリ 委員 手をつなぐ親の会代表 知念 春美 委員 はごろも学習センター所長 石川 正信 委員 宜野湾市教育委員会指導部部長 國吉 秀子 委員 宜野湾市福祉推進部部長 根路銘みさと 委員 公募市民 新城 嘉隆 (欠) 委員 宜野湾市自治会長会代表 福里 清孝 委員 宜野湾市商工会会長 大瀨 安典 委員 日本労働組合総連合会沖縄連合会中部地域協議会事務局長
	事務局	(福祉推進部福祉担当次長) : 桃原忍子 (福祉推進部保育課) : 嘉手納貴子、新垣育子、平田繁也、 担当課等 山川真司、仲宗根綾子 志村賢太郎、安次富弘明 (教育委員会指導課) : 伊佐英明、國吉陽子、前底悦子 ワーキング (榑都市科学政策研究所) : 成田、山城、竿臺

議事概要

- 議題 1. 事業計画(素案)に関するパブリックコメントの結果等について
 2. 子ども・子育て支援新制度に関する情報提供について
 3. その他

資料説明後 質疑応答

1. 事業計画(素案)に関するパブリックコメントの結果等について

A 委員：パブリックコメントの結果及び市の対応について何かご意見等はないか。
 意見内容の2点目に「図書館などの空きスペースで60代以上の年配者と一緒に～省略～子ども達と触れ合う場所があればいいと思います」（資料3）とある。事務局としては、地域子育て支援拠点事業等を推進することで対応したいと回答しているが、子育て支援センターには行きづらいという意味で、このような意見が出ているのではないか。子育てに困っているが中々相談には行けない。そのような子育て家庭を支援するために児童委員とネットワークを作っていくような取り組み等はできないか。

事務局：「⑥地域子育て支援拠点事業の充実」（資料2：p72）の施策の中で、子育て支援センターのみならず、地域に出向いての活動として子育てサロンに関する内容も位置づけている。更に、利用者支援事業の充実を図ることで、地域コミュニティと連携を図った子育て支援が出来るのではないかと考えている。

2. 子ども・子育て支援新制度に関する情報提供について

A 委員：資料5を見ると、保育所での待機児童数が昨年度より増えている。待機児童を近隣市町村の認可外保育施設で預かっているという現状があると思われるが、近隣市町村では受け入れざるを得ないので困っているとの話を耳する。今後、宜野湾市としては、

待機児童の受け皿をどのように考えているのだろうか。

事務局：待機児童の解消については、施設整備をはじめ定員枠の拡充等が一番効果的と考えている。平成27年4月より80人定員の2園の増設と、増改築に伴う10人の受け入れ増を見込んでいたが、建設等の遅れがあり平成27年度の受け皿としては成り得なかった。また、前年度は施設の受け皿が増えたということもあり、平成27年度の待機児童数との差が大きくなっている。待機児童への対応として、現在、子育て相談員を窓口へ配置し、認可外保育施設の案内等を行っている。その中には、通勤途中で子どもを預けたいという希望もあるので、市外の認可外保育施設の利用希望も見られる。

B 委員：1～2歳児の待機児童数が多いので、1～2歳児の受け皿確保に焦点をあてていく必要があるのではないか。

事務局：事業計画へ記載の通り、0～2歳児については小規模保育事業等の地域型保育事業等で対応していきたいと考えている。また、地域型保育事業のその後の受け皿として、3歳児以降の連携施設の構築も合わせて推進していく必要があると考えている。切れ目のない保育を行えるように取り組んでいきたい。

C 委員：公立幼稚園と私立幼稚園で保育料に大分差があり、保護者の選択肢を狭めてしまうのではないかと懸念している。公立幼稚園は午前中の概ね4時間を基本としているので、私立幼稚園の6～8時間保育とは時間数が異なると思うが、平成29年度あたりから3歳児の受け入れが本格化してくると思われるので、公立・私立での料金格差について早急に検討していくべきではないか。

事務局：今後の課題として検討していきたい。

B 委員：公立幼稚園の保育料（資料4-2）をみると、第二階層が国基準額と同等に対し、第三階層以上が国基準額の半額以下となっている。低所得より高額所得の家庭が優遇されているように感じる。第三階層～第五階層では推定年収に大分開きがあるにも関わらず、保育料は1,600円の差しかなく違和感を感じる。推定年収が680万円以上の第5階層位であれば、国基準額と同等（25,700円）の保育料に設定しても良いのではないか。

事務局：公立幼稚園の保育料について、現在は生活保護世帯から高額所得世帯まで一律の4,400円としている。それに比べると生活保護世帯は4,400円から0円へと負担軽減が図られ、第三階層～第五階層は4,400円から増額の負担増となっている。これまでの経緯があるので、高額所得家庭の保育料を一気に上げたところで市民の理解が得られるか難しいところと考えている。

A 委員：これまでと平成27年度以降では、公立幼稚園の保育料設定に対する市の考え方はどう変わるのだろうか。

事務局：新制度へ移行し、一律料金から所得額に応じた料金設定となっている。他市町村等の状況も勘案し、第3階層の5,300円を基準とし料金設定を行い、条例を改正している。また、新制度へ移行すると入園料を取ることが出来ないため、入園料を含んだ保育料となっている。

F 委員：国基準額の差額分を税金で負担することとなるので、高額所得家庭の保育料を高め設定する等、負担できるところには負担して頂き、支援すべきところに対して目を向けて頂きたい。

また、待機児童が解消しない場合は市独自で認証保育所を新設する等、対応していく

べきではないか。

- K 委員：事業計画に記載のある通り、量の見込みと確保方策を踏まえて受け皿を確保していきたい。
- J 委員：公立幼稚園の保育料については、市の財政面や他市町村とのバランス等がありこのような料金設定（資料 4-2）となっている。今後も他市町村の状況等を見ながら考えていきたい。
- A 委員：平成 27 年度より小規模保育事業が始まるが、事業者の募集に対して応募が少ないと聞いている。事業者へ情報が伝わらず行政と事業者で意識の差があると感じている。早めに市の方針を周知する必要があるのではないかと。
- 事務局：小規模保育事業については、既存施設を認可していくべきか補修をして進めていくべきか検討中であり、方針の決定・周知について遅れている状況である。平成 27 年度中に事業計画に基づく形で進めていければと考えている。
- D 委員：認可外保育施設の代表としてよろしいか。以前に認可化を検討した際、施設規模等で条件を満たすことができず、新しい建物の購入・整備も視野に入れて検討を行ったが実現できずとてもハードルが高いと感じた。小規模保育事業は初めての取り組みになるので、急に事業所へ情報提供があっても事業所は対応できないのではないかと。市としても方針を模索中とのことだが、是非、段階的に情報提供をして頂きたい。そうすることで、私たちも市の方針に見合う努力をして施設等の準備をすることができる。
- 事務局：今後、検討していきたい。
- D 委員：近年“親育て”が課題となっている。大人になってから子育て・教育を学ぶ機会が少なく、そもそも子育て・教育に関心の低い保護者に対して、その大切さを教えるのは難しい。以前は地域の繋がりがありその関わり合いの中で子育て・教育を学ぶ機会があったが、今はそのような環境も少なくなった。子育て・教育の大切さを教えることは非常に大切なことなので、小中高校生で必須科目とし、年齢に応じて段階的に学べる様な仕組みづくりはできないか。
- 事務局：子育ての喜びや命の大切さ等を学ぶ機会となるよう、中学生を対象に助産師による講話や赤ちゃん抱っこ体験等を実施している。本計画では位置づけていないが、母子保健計画の方で施策を位置づけ、今後も取り組んできたいと考えている。
- B 委員：ショートステイとトワイライトステイについては、母子生活支援施設（母子寮）の施設整備と合わせて対応していくとのことだが、母子生活支援施設は平成 31 年度より供用開始予定のはずである。新たにニーズも見込まれているので、当初の計画よりも早い施設整備はお願い出来ないか。
- K 委員：母子生活支援施設の設置については、現在、県内の施設めぐり等を行い調査・研究中となっている。今後は他自治体の事例を参考としつつ本市における課題等を整理し方向性を見出ししていきたい。現段階では、建設或いは賃貸を含めて検討を行っている。
- A 委員：保育については保育課、幼児教育については教育委員会が所管しているが、新制度に基づき今後は所管課の再編成等を考えているのか。
- K 委員：組織の一元化が今後の課題となっている。
- F 委員：組織の一元化も大切だが、教育・保育を多方面から見て、所管課がお互いに立場を尊重しながら支え合い、ともに目標を持って取り組むことが大切ではないかと。

N 委員：小中学校の義務教育では待機児童・生徒はあり得ないが、保育では受ける権利が確立されていないので、待機児童が出てしまう。待機児童の解消について県条例等で踏み込んだ記載はできないかと考えている。

もう一点、幼稚園については公立より私立の保育料が高く設定されている。公立にニーズが集中すると思われるので、その対策を市で議論しバランスをとった方がよろしいのではないかと。

事務局：平成 29 年度までに待機児童をゼロにすることを目標に事業計画を立てている。本計画に基づき待機児童を解消していきたいと考えている。

A 委員：児童福祉法第 24 条の中で、市町村は保育に欠ける児童がいる場合、保育をする義務がある旨の記載があり、法律上では待機児童を出してはならないこととなっている。

事務局：保育の実施義務は市町村に委ねられており、今後、事業計画に基づき待機児童を着実に解消していきたいと考えている。

O 委員：育休に関してよろしいか。育休を取得後、正社員にも関わらず役職を取り消された等の事例がある様である。また、パートの場合や男性の場合は育休が取得しづらい状況がある。育休を取得しやすい環境づくりのため、育休に関するパンフレット等を活用しその普及・啓発はできないか。また、子育てしやすいよう育休期間の延長を要請することは出来ないか。

事務局：パートの掛け持ち等が多い沖縄特有の就労状況等も勘案し、市全体で子育て支援に取り組んでいきたい。

N 委員：子ども・子育て支援の先進事例を把握し参考にしているのだろうか。

事務局：待機児童の解消に関しては、横浜市等が先進事例と思われる。新制度の施行に伴い新事例が今後出てくると思われるので、適宜、情報収集・研究に取り組んでいきたい。

A 委員：他にご意見等はないか。それではこれを以て質疑を終了したい。

事務局：今後のスケジュールとしては、本日頂いたご意見やパブリックコメントによるご意見を踏まえ本計画をとりまとめ、3月4日に委員長・副委員長とともに答申し、計画策定の予定となっている。本日はありがとうございました。

以上